

旭川市水道局週休2日工事実施要領

1 目的

昨今、建設業においては担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。

また、労働基準法の改定（平成31年4月施行）により、建設業において令和6年4月より罰則付時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっている。

建設現場における「週休2日」を確保していくに当たり、週休2日による施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 週休2日交替制

対象期間において、技術者及び技能労働者などが交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間のことをいう。

なお、年末年始6日間（12/29, 30, 31, 1/1, 2, 3）及び夏期休暇3日間（8/13, 14, 15）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて1日を通して現場作業を行っていない状態をいう。

(5) 工事着手日

実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所等設置や測量等）に着手する日をいう。

(6) 工事完成日

後片付け作業（出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等）が全て終了した日をいう。

(7) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所の日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

《現場閉所率の算定方法》

○現場閉所率の算出は、以下の式とする。

$$K (\%) = A / (B - C)$$

※ K：現場閉所率（%）

A：現場閉所日数（ただし夏季休暇3日間及び年末年始6日間の期間分を除く）

B：週休2日確認対象期間日数（工事着手日から工事完成日までの期間）

C：Bのうち、夏季休暇3日間及び年末年始6日間と重複する日数

（8） 4週8休以上（交代制）

対象期間内の技術者や技能労働者などの平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

3 対象工事

対象は水道局が発注する工事（災害復旧工事含む）とし、次のいずれかの方式を基本とする。

（1） 週休2日工事

現場閉所が可能な全ての工事を対象とする。

（2） 週休2日交代制工事

社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所を行うことが困難な工事（緊急工事等）については、交替制により休日の確保を推進する。

ただし、営繕工事や交替制も困難な工事など、週休2日による施工の実施に適さない工事は除くことができるものとする。

また、対象工事の工期は、準備・後片付け期間や不稼働日（休日、降雨・降雪日、その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものとする。

4 発注方法

発注者指定型での発注とし、受注者は契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

5 補正方法

当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所の達成状況の結果、4週8休に満たない場合は減額の設計変更を行う。なお、補正係数については、別紙7のとおりとする。

6 実施における留意事項

（1） 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。

（2） 週休2日工事において、請負人が週休2日に取り組む場合、各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進す

る観点から、請負人は1ヶ月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

(3) 工事の実施に当たっては、別紙1のとおりとし、入札告示文及び特記仕様書に当該工事が週休2日工事である旨を記載しなければならない。記載例は別紙2及び別紙3のとおりとする。

(4) 総合評価落札方式において、週休2日の実施に関する技術提案・簡易な施工計画における技術的所見は、加点評価の対象としないものとする。

(5) 請負人は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所日及び休日とすることも可とする。

(6) 請負人は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。

なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。

(7) 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて請負人への聞き取りや、請負人からの関係書類や休日取得計画等の提示により確認を行うものとする(休日取得計画は別紙5を参照し作成すること)。

※関係書類として休日取得計画以外に、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等が考えられる。

(8) 交替制において、待機日など実際の作業はなくても、現場に戻りうる体制を確保している日は、休日とはしない。ただし、連絡体制のみ確保しており、休日作業が発生しなかった場合は、休日とできる。

(9) 交替制において、休日中に作業が必要となる場合、現場代理人(主任技術者(又は監理技術者))は、以下のいずれによって適切な施工ができる体制を確保することとする。

・現場代理人もしくは以下の①②いずれかの者が発注者との連絡体制が確保されていること

①主任技術者(又は監理技術者)(現場代理人と兼務していない場合)

②必要な資格を有する代理の技術者

例) 入札条件となった主任技術者(又は監理技術者)相当の基準を満たすもの

1. 一(二)級土木施工管理技士又は、これと同等以上の資格を有する

2. 同種条件における工事の実績を有する

※共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社より配置することも可

(10) 交替制において、一時的に従事した技術者及び技能労働者は確認対象外とする。

一時的に従事した技術者及び技能労働者とは、休日を除いた連続勤務1週(7日)以下の従事者をいう。ただし、連続勤務1週(7日)以下であっても一定期間内で雇用(下請契約)しているなど、断続的であっても従事している技術者及び技能労働者については、対象工事以外を含めた期間中の勤務状況を確認するものとする。その場合については、対象工事で作業従事した開始日より1週(7日)毎を確認対象期間とする。

(11) 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日などに休日の作業が発生するような指示等を行わないこととする。

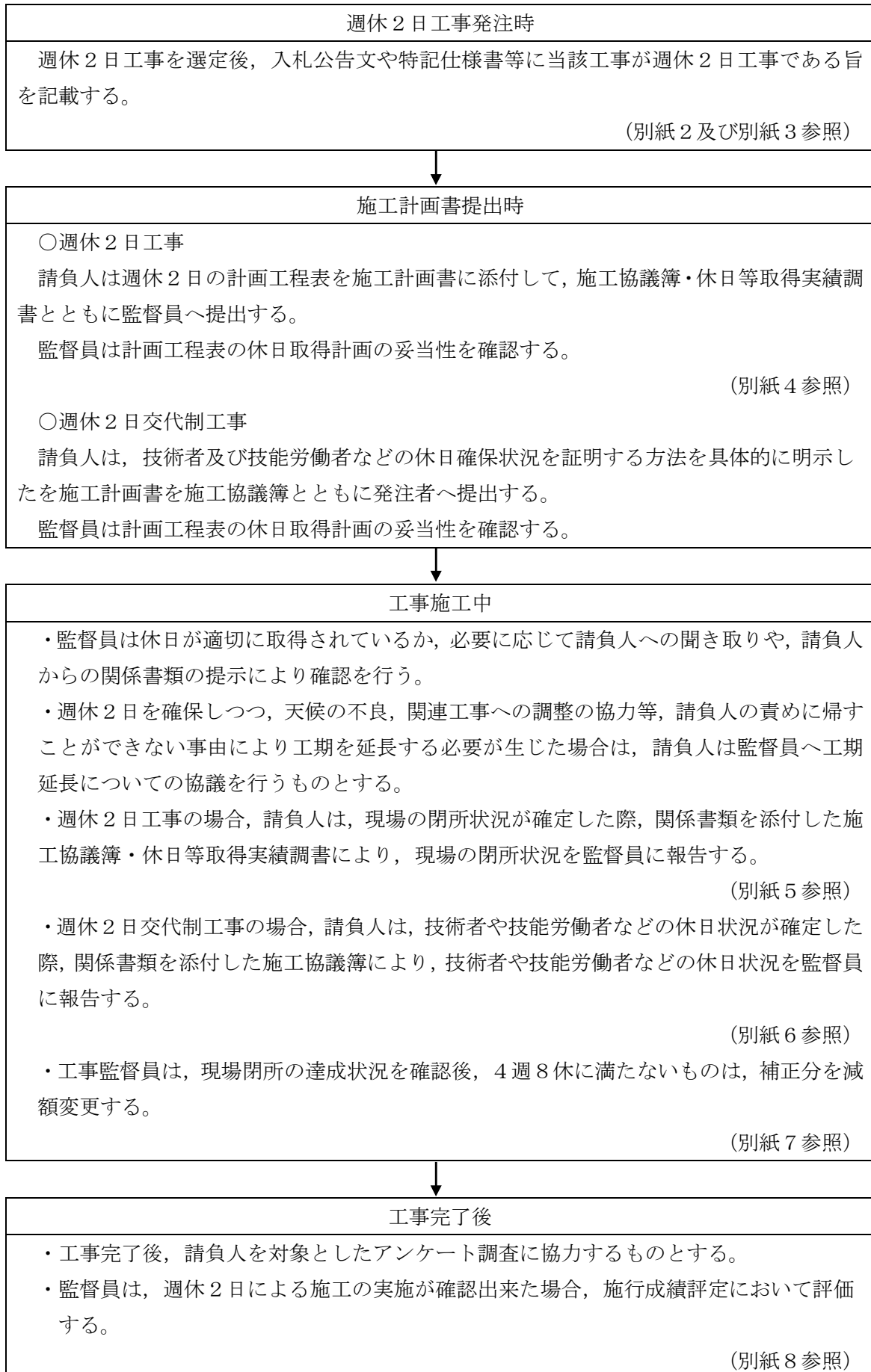
8 その他

- (1) 請負人は、週休2日工事の検証を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は、これに協力するものとする。(※アンケート調査の依頼については、別途通知する。)
- (2) この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と請負人の協議により定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年4月1日以降に告示される工事から適用する。

週休 2 日工事实施フロー



入札公告等の記載について

週休2日工事の入札の公告等には、以下の事項を記載すること。

○入札の公告

「1 入札に付する工事の内容」に以下を記載する。
(番号) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。(番号(番号)を参照)
「番号 その他」に以下を記載する。
(番号) 1(番号)という週休2日工事は、発注者指定型であり、請負人は週休2日による施工を行わなければならない。なお、詳細については、下記アドレスのホームページにおいて掲載しているので参照のこと。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/ (掲載アドレス記載) /index.html

○総合評価方式の入札の公告

「1 入札に付する工事の内容」に以下を記載する。
(番号) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。(番号(番号)を参照)
「番号 その他」に以下を記載する。
(番号) 1(番号)という週休2日工事は、発注者指定型であり、請負人は週休2日による施工を行わなければならない。 ただし、総合評価落札方式において、週休2日の実施に関する技術提案、簡易な施工計画における技術的所見は、加点評価の対象としないものとする。 なお、詳細については、下記アドレスのホームページにおいて掲載しているので参照のこと。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/ (掲載アドレス記載) /index.html

○指名競争入札の場合

指名通知に以下の別記を添付する。
別記 週休2日工事に係る指名競争入札について この工事は、「週休2日工事」の対象工事であるため、次の事項を承認のうえ、競争入札に参加してください。 1. 請負人は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。 2. 実施方法等は特記仕様書によるものとする。

特記仕様書の記載について

週休2日工事の特記仕様書には、以下の事項を記載すること。

◎記載事項

○週休2日工事の実施について

- 1 本工事は、「週休2日工事」の対象である。
- 2 請負人は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。
- 3 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所を行うことをいう。

対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日（12/29, 30, 31, 1/1, 2, 3）間及び夏期休暇3日間（8/13, 14, 15）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。
- 4 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
- 5 週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- 6 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する請負人は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- 7 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - （1） 請負人は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し、施工協議簿・休日等取得実績調書とともに発注者へ提出する。
 - （2） 請負人は、実施結果を関係書類（日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等）を添付した施工協議簿・休日等取得実績調書により発注者へ報告する。
- 8 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、請負人は協力するものとする。
- 9 現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は補正分の減額変更を行う。なお、労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。
 - （1） 現場の閉所状況
4週8休以上
現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合
 - （2） 補正方法
当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は補正分を減額変更する。

- 10 請負人は、「週休2日工事」について、請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。
- 11 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は、対象期間外と出来る場合があるので、受発注者間協議を行うこと。

○週休2日交代制工事の実施について

- 1 本工事は、「週休2日交代制工事」の対象工事である。
- 2 請負人は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。
- 3 週休2日とは、技術者及び作業員などが交替しながら週休2日（4週8休）以上の休日の確保を行ったと認められる状態をいう。
- 4 対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
- 5 週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の平均休日日数の割合（以下、「休日率」）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- 6 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する請負人は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- 7 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - (1) 請負人は、技術者及び技能労働者などの休日確保状況を証明する方法を具体的に明示したを施工計画書を施工協議簿とともに発注者へ提出する。
 - (2) 請負人は、実施結果を関係書類を添付した施工協議簿により発注者へ報告する。
- 8 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、請負人は協力するものとする。
- 9 技術者や技能労働者などの休日状況を確認後、4週8休に満たない場合は補正分の減額変更を行う。
 - (1) 現場の休日状況
4週8休以上
休日率が28.5%（8日/28日）以上の場合
 - (2) 補正方法
当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、休日率の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は補正分を減額変更する。
- 10 請負人は、「週休2日工事」について、請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。
- 11 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は、対象期間外と出来る場合があるので、受発注者間協議を行うこと。

休日取得計画の妥当性の確認の施工協議簿について

工 事 施 工 協 議 簿

記載例
(計画工程表受理時)

[指示・承諾・協議・確認]

工 事 名	○○○○○○○○○○工事			工事監督員	総括監督員	主任監督員	監督員
				署 名			
				業 者 名	(株)○○○○建設		
協 議 年 月 日	令和 ○○年 ○月 ○日	署 名					
協 議 事	記載者	内 容					
	現場代理人 ○○○	週休2日の計画工程表を提出します。 施工計画時における週休2日確保の確認資料として、休日等取得実績調書を提出します。					
合 意 事 項	監督員 ○○○	例1) 提出資料により、週休2日が確保されていることを確認しました。 また、計画工程表の内容が適正(妥当)ですので、この工程に沿って工事を進めてください。 なお、施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。					
		例2) 提出資料により、週休2日が確保されていることを確認しました。 計画工程表の内容を確認しましたが、極端に偏った現場閉所日となっているため、均衡の取れた閉所日になるよう調整が可能ですか。 ・可能であれば、計画工程表の再検討をお願いします。 ・調整が困難であれば、この工程に沿って工事を進めてください。 なお、施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。					
協議簿最終取交し日		令和 ○○年 ○月 ○日		協議簿通し番号		NO. ○○	

休日等取得実績調査

着手前確認時・例

別紙4(参考)

工事名 ●●●●工事 契約工期 2021年4月7日 ~ 2022年2月21日 対象期間 工事の始期 ~ 工事の完了日

2021年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
3月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
3月	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4月	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5月	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6月	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
7月	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
8月	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
9月	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
10月	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
11月	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
12月	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2022年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
1月	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2月	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3月	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

一時中止等、発注者があらかじめ履行の対象外としている期間は空欄とする。(対象期間外となる)

対象期間は、空欄でよい。(工事完了後に記入)

施工計画時の対象期間始期は、この場合4月30日となる。

夏期休暇(8月13日~15日)、年末年始(12月29日~1月3日)は対象期間としない。この期間を作業日とする場合は、その日数分を他の期間で対象期間外とする。

施工計画時の対象期間完了日は、この場合1月19日となる。

ここが、「4週8休以上」となっていることを確認する。

【凡例】 ■:作業日 休:休日 (空白):対象外期間

- ・休日(休)の合計が、現場閉所日数となる。…①
- ・作業日(■)と休日(休)の合計が、対象期間日数となる。…②
- ・右記の現場閉所率は、①/②により計算される。
- ・現場閉所率は、
4週8休以上: 8日/28日=28.5...%以上

計画時チェック 現場閉所率(%) = 現場閉所日数/週休2日確認対象期間
 = 75日/245日
 = **30.612%** → **4週8休以上** ... OK

実施時チェック 現場閉所率(%) = 現場閉所日数/週休2日確認対象期間
 = 0日/0日
 = →

[現場閉所率]
 4週8休以上
 28.5%以上

工 事 施 工 協 議 簿

記載例
(履行確認時)

[指示・承諾・協議・確認]

工 事 名	○○○○○○○○○○工事			工事監督員	総括監督員	主任監督員	監督員			
				署 名						
				業 者 名	(株)○○○○建設			役 職 名	現場代理人	主任技術者等
				協 議 年 月 日				令和 ○○年 ○月 ○日	署 名	
協 議 事 項	記載者	内 容								
	現場代理人 ○○○	<p>本工事における現場閉所状況が確定したので、報告します。</p> <p>現場閉所状況の確認資料として、休日等取得実績調書を提出します。</p>								
合 意 事 項	監督員 ○○○	<p>提出資料により、現場閉所状況(率)を確認しました。</p> <p>●4週8休以上の場合</p> <p>提出資料により、現場閉所状況(率)が4週8休以上であることを確認しました。</p> <p>当初計上の補正係数と変更ありません。</p> <p>●4週8休未満の場合</p> <p>提出資料により、現場閉所状況(率)を確認しました。</p> <p>4週8休未満のため、特記仕様書に基づき、設計変更の手続を行います。</p>								
		協議簿最終取交し日	令和 ○○年 ○月 ○日	協議簿通し番号	NO. ○○					

休日等取得実績調査

実施報告時・例

別紙5(参考)

工事名 ●●●●工事 契約工期 2021年4月7日 ~ 2022年2月21日 対象期間 工事の始期 2021年5月6日 ~ 工事の完了日 2022年1月11日

2021年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
3月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
3月	■																															
4月		■						■																								
5月			■																													
6月				■																												
7月					■																											
8月																																
9月																																
10月																																
11月																																
12月																																
2022年																																
1月																																
2月																																
3月																																

【凡例】 ■:作業日 休:休工期(空白):対象外期間

- ・休工期(休)の合計が、現場閉所日数となる。…①
- ・作業日(■)と休工期(休)の合計が、対象期間日数となる。…②
- ・右記の現場閉所率は、①/②により計算される。
- ・現場閉所率は、
4週8休以上: 8日/28日=28.5%以上

計画時チェック 現場閉所率(%)

= 現場閉所日数/週休2日確認対象期間
= 75日/245日
= **30.612%** → **4週8休以上** ... OK

実施時チェック 現場閉所率(%)

= 現場閉所日数/週休2日確認対象期間
= 66日/231日
= **28.571%** → **4週8休以上**

[現場閉所率]

4週8休以上
28.5%以上

実施時の対象期間始期は、この場合5月6日となる。

一時中止等、発注者があらかじめ履行の対象外としている期間は空欄とする。(対象期間外となる)

実施欄の作業日の始期および完了日と一致しているか確認する。

夏期休暇(8月13日~15日)、年末年始(12月29日~1月3日)は対象期間としない。この期間を作業日とする場合は、その日数分を他の期間で対象期間外とする。(実施欄を空欄とする)
この場合は、1月3日に作業を実施したので、その代休を1月7日に取得した例

ここが、「4週8休以上」となっていることを確認する。

平均休日日数の割合（休日率）の算出シート

NO.	会社名	氏名	着手日から完成日までの日数	休日日数	休日日数の割合	平均
1	株式会社 旭川	旭川 太郎	126	36	28.6%	29.3%
2	株式会社 旭川	旭川 次郎	126	38	30.2%	
3	株式会社 旭川	旭川 三郎	126	36	28.6%	
4	旭川建設 株式会社	旭建 太郎	100	30	30.0%	
5	旭川建設 株式会社	旭建 次郎	100	29	29.0%	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

下請け業者の場合は下請契約期間内の現場作業開始日から終了日

週休 2 日工事の経費の補正について

1 週休 2 日を実施する工事については、以下の補正係数を各経費に乗じるものとする。

(1) 現場の閉所状況

4 週 8 休以上

- ・現場閉所率が 28.5% (8 日/28 日) 以上の場合
- ・休日率が 28.5% (8 日/28 日) 以上の場合

(2) 補正係数

	現場閉所	交代制
	4 週 8 休以上 (現場の閉所状況)	4 週 8 休以上 (休日率の状況)
労務費※1	1.05	1.05
機械経費 (賃料)	1.04	—
共通仮設費率	1.04	—
現場管理費率	1.06	1.03

※1 労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。

2 補正方法

当初予定価格から 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、4 週 8 休に満たない場合は設計変更にて減額変更を行う。

週休 2 日工事における施行成績評定の取扱いについて

監督員は、週休 2 日（4 週 8 休以上）の履行が確認出来た場合、施行成績評定において加点評価を行うこととする。

履行が確認できた場合とは、4 週 8 休未滿で減額変更を行わなかった場合をいう。

加点評価は、以下の手順で実施すること。

<成績評定における項目>

考查項目別運用表 様式-3 K⑥（主任又は総括監督員用）

8. その他

措置内容に評価理由「週休 2 日の確保を行った。」を記載し、プラス 1 点の加点評価を行う。

【考查項目別運用表記入例】

様式-3 K⑥（土木用）

考查項目別運用表

[記入方法] 減点がない場合は、項目該当なしの評価欄に 1 を入れる。ある場合は、措置内容及び減点となる点数について記入する。

(主任又は総括監督員用)

考查項目	総合評価履行の該当項目一覧表				点 数	評 価	
8. その他	総合評価方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等				0	1	■ 項目該当なし
	I 地元業者活用報告書により確認される活用率が地元業者活用計画書より下回る場合の減点（減点数-5点とする）						
	II 【簡易型】（該当する項目に□にレマークを記入する）				0		
	加算点を得た項目(A)	履行確認の項目(B)	施工計画における評価対象項目	点 数			
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工計画の実施手順の妥当性				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工期設定の適切性				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事材料等の品質確認方法及び管理方法の適切性				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工上配慮すべき事項の適切性				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他				
	簡易型減点 = $-5 \times (\text{加算点を得た項目数(A)} - \text{履行確認の項目数(B)}) \div \text{加算点を得た項目数(A)}$						
①本評価は、施工計画における「技術的評価において評価点を得た項目」の履行状況について行う。							
②減点は、少数点第 1 位を四捨五入、整数とする。							
減点数合計 (I + II)				0			
措 置 内 容				点 数			
週休 2 日の確保を行った。				1			
評 定 点				1			